



発行/江戸川区 編集/広報課 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎3652-1151(代表) ☎3652-1109 https://www.city.edogawa.tokyo.jp/

緊急事態宣言解除後も 引き続き安心の医療体制を用意します

検査から療養までの流れ

新型コロナウイルスに感染の 疑いのある方

まずは「かかりつけ医」や
「お近くの診療所」にお電話を!



電話相談

電話相談

ステップ1
連絡

江戸川区帰国者・
接触者電話相談センター
☎5661-1124
9時~17時
(土日祝を除く)
東京都新型コロナ
受診相談窓口
☎5320-4592
平日⇒17時~翌9時
土日祝⇒終日

相談

かかりつけ医 お近くの診療所



紹介・予約

ステップ2
検査

帰国者・接触者外来

地域の医師が共同で運営

江戸川区PCR 検査センター (ドライブスルー方式)

※医師に紹介された方のみ。
ご自身の判断での利用は
できません。

ステップ3
確認

東京都・民間検査機関・江戸川区(独自)で検査・判定

感染と診断

ステップ4
治療

入院治療

病状や病床数の状況により、転院またはホテルでの
療養になることがあります。

相談する目安は以下のとおりです

強い症状
のある方

●息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、
高熱などの強い症状のいずれかがある方

比較的軽
い症状の
ある方

●重症化しやすい方(※)
で、発熱や咳などの比
較的軽い風邪の症状が
ある方
●妊婦
●発熱や咳など比較的軽
い風邪の症状が続く方

※高齢者/糖尿病・心不全
・呼吸器疾患(COPDな
ど)などの基礎疾患があ
る方/透析を受けている
方/免疫抑制剤や抗がん
剤などを用いている方。

医師から紹介された方で、車をお持ちでない方 江戸川区PCR検査センターまで搬送します



検査の様子



移送車両



飛沫感染防止策

車をお持ちでない方の搬送手段として専用の移送車両(飛沫
循環抑制車両)を用意しています。必要に応じて検査後の療養
施設までの移送も行います。

パルスオキシメーターで体調管理をします

PCR検査を受ける方や軽症で宿泊施設・自
宅で療養中の方には、血液中の酸素濃度を測
ることのできる「パルスオキシメーター」を
お届けします。体温計と一緒に使うことで自
らの体調の変化に気付いて、かかりつけ医や
保健師による健康観察にも役立ちます。



軽症者用療養施設を提供します

軽症の方の受け入れ療養施設として「ホテル
シーサイド江戸川」を活用し、看護師が24
時間常駐するとともに、医師がすぐに対応で
きる体制を整備しています。



特別定額給付金 申請書を発送しました

申請窓口を設けていませんので、
郵送での申請をお願いします

1人当たり

10万円

1人当たり10万円を給付する「特別定額給付金」の郵送手続
きのための申請書を世帯主宛てに発送しました。振込先口座な
ど必要事項を記入の上、必要書類を添えて返送してください。
郵送での申請の締め切りは9月15日(消印有効)です。
詳しくはお問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。



区ホーム
ページ

江戸川区特別定額給付金コールセンター

☎0120-332-192
月~金(祝を除く)9時~18時



マイバッグの利用、食品ロスの削減など、身近なエコから始めましょう。
ごみ減量係 ☎5662-1689



発行/江戸川区 ■編集/広報課 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎3652-1151(代表) ☎3652-1109 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/>



65歳以上の方へ

介護保険料額決定通知書を送付します

令和2年度分の介護保険料の年額と納め方をお知らせする「介護保険料額決定通知書」を、6月10日(日)以降に発送します。

◎住民税・所得税の申告期限の延長を受けて3月17日

以降に確定申告書などを提出された方は、その内容が今回通知する保険料に反映されていない場合があります。保険料が変わる場合は、後日、変更通知書を送付します。

☎保険料係 ☎5662-0827

国民健康保険に加入の方へ

国民健康保険料決定通知書を送付します ～口座振替をご利用ください～

令和2年度分の国民健康保険料の年額をお知らせする「国民健康保険料決定通知書」を、6月11日(日)以降、世帯主宛てに発送します。

年間保険料の納付回数は令和2年6月～3年3月の10回です(年金からの特別徴収の方を除く)。納付書で納めている方は同封の口座振替依頼書で口座振替への変更手続きをお願いします。手続きが完了するまでは1～2カ月程度かかりますので、それまでは同封の納付書をご利用ください。



◎住民税・所得税の申告期限の延長を受けて3月17日以降に確定申告書などを提出された方は、その内容が今回通知する保険料に反映されていない場合があります。保険料が変わる場合は、後日、変更通知書を送付します。

◎令和2年1月2日以降に江戸川区へ転入した方には、今回は均等割額(加入者数に応じた保険料額)のみを通知します。前住所地から区に所得金額の回答があり次第、所得割額(所得金額に応じた保険料額)を計算し、保険料が変わる場合は変更通知書を7月以降に発送します。

◎75歳以上の方が加入している後期高齢者医療制度の保険料のお知らせは、7月中旬に発送します。

☎決定通知書について

⇒国民健康保険資格係 ☎5662-0560

☎口座振替手続きについて

⇒収納係 ☎5662-0795

75歳以上の方の保険料について

⇒高齢者医療係 ☎5662-1415



6月30日(火)は住民税の納期限 第1期 です

住民税(特別区民税・都民税)の納め方

自営業・不動産収入など個人で納める方

普通徴収

●個人で納めてください(年1回全期分または年4回期別)

「特別区民税・都民税納税通知書」を、6月10日(日)に発送します。同封の納付書で納めてください。
※全期分の納付書を使用後は、第1～4期の納付書を破棄してください。

令和2年度 納期限	年1回 の場合	全期分			
			6月30日(火)		
	年4回 の場合	第1期	第2期	第3期	第4期
		6月30日(火)	8月31日(月)	11月2日(月)	令和3年2月1日(月)

納付場所 区役所、各事務所、特別区指定の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、農協など)、関東地方各都県および山梨県のゆうちょ銀行、全国のコンビニエンスストア

お支払いには便利な口座振替のご利用を

納め忘れの心配がなく、納めに行く手間が掛かりません。また、人との接触を減らすことで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にもなります。口座振替依頼書は納税通知書に同封、区役所・各事務所で配布するほか、区ホームページからもダウンロードできます。

※携帯電話で納付ができる「モバイルレジ」も利用できます。詳しくはお問い合わせください。
※コンビニエンスストアとモバイルレジは、納付書1枚の金額が30万円以下の場合に納められます。30万円を超える場合は、窓口または口座振替で納めてください。

☎収納推進係 ☎5662-6345

サラリーマンなど会社で納める方

特別徴収

●勤務先で給与から差し引かれます(6月～翌年5月の毎月)

「特別区民税・都民税特別徴収税額の決定通知書」を、勤務先へ5月13日に発送しました。

●転職する方にご注意を

新しい勤務先で特別徴収の手続きをしてください。継続できない場合は普通徴収になりますので、納税通知書を送付します。同封の納付書で納めてください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税困難な方へ

法令に基づき、納税が猶予される場合があります。「特別区民税・都民税納税通知書」をお手元にご用意の上、お問い合わせください。

☎江戸川区猶予相談ダイヤル
☎5662-3474(月～金 9時～17時)



納め忘れはありませんか?

- 納期限を過ぎると、延滞金が発生します。
- 未納の場合、法律の定めにより財産調査・差し押さえなどの処分を行います。

納税のご相談は お住まいの地域の担当係へ

- 区民課・小松川事務所管内
⇒納税第一係 ☎5662-1013
- 小岩・東部・鹿骨事務所管内
⇒納税第二係 ☎5662-6354
- 葛西事務所管内
⇒納税第三係 ☎5662-6361